

# ねんきん「コーナー」

## 国民年金保険料学生納付 特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

**◆所得の目安**  
128万円+(扶養親族などの数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。

## 国民年金保険料学生納付 特例の申請について

学生納付特例制度により、令和4年度に保険料納付を猶予されている方で、令和5年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付しています。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和5年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。

なお、令和5年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

## 「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、年金手帳(年金証書)または、基礎年金番号通知書、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。

また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

**◆日時** 4月20日(木)

午前10時～正午

午後1時～午後3時

**◆場所** 佐賀支所(1階町民室)

**◆予約** 日本年金機構幡多年金事務所

☎3411616

## スマートフォンアプリを使用した電子決済納付開始について

国民年金保険料は、2月20日(月)から新たにスマートフォンアプリを利用した電子(キャッシュレス)決済ができるようになりました。スマホ決済は、対応する決済アプリをスマートフォンなどの端末にインストールしたうえで、端末のカ

メラ機能を使用し、納付書に印字されたバーコードを読み取ることができ、その場で納付することができます。2月20日(月)のサービス開始時点における対象決済アプリは、左記のとおりです。

- ・aupAY
- ・d払い
- ・PayB(PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリを含む)。
- ・PayPay

詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

☎4312800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎5513701

日本年金機構幡多年金事務所

☎3411616

